

熊本大学卒業生表彰要領

学 長 裁 定
(平成 24 年 07 月 11 日)
改正 令和元年 05 月 07 日

(趣旨)

第 1 この要領は、熊本大学（以下「本学」という。）の発展又は社会からの理解促進につながる顕著な功績のあった本学卒業生に対し、熊本大学長（以下「学長」という。）が行う熊本大学卒業生表彰（以下「表彰」という。）に関し必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第 2 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学卒業生（名誉フェローの称号を授与された者を除く。）に対して行う。

- (1) 社会における諸活動により、本学の発展又は理解促進に寄与した者
- (2) 熊本大学同窓会連合会及び各学部等の同窓会（以下「同窓会」という。）の活動に顕著な貢献を行い、本学の発展に寄与した者
- (3) その他学長が適当と認める者

(候補者の推薦)

第 3 同窓会の会長は、第 2 第 1 号及び第 2 号に規定する基準を満たすと認められる者があるときは、別記様式第 1 の推薦書により、学長に推薦することができる。

(被表彰者の選考)

第 4 被表彰者の選考は、学長が行う。

(表彰の時期及び方法)

第 5 表彰は、ホームカミングデーの開催時等に学長が行う。
2 表彰は、別記様式第 2 の表彰状を授与することにより行う。

(事務)

第 6 表彰に関する事務は、総務部において処理する。

(雑則)

第 7 この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(実施)

第 8 この要領は、学長裁定の日から実施する。